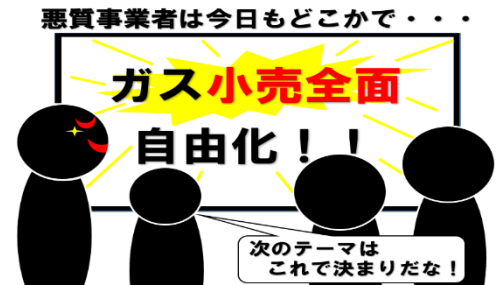


◆ガス小売全面自由化に便乗した

不審な電話や訪問にはご注意ください！

「電力会社のガス自由化アンケート」と言って電話がかかってきた。話している途中で、怪しいと思ったので電話を切った。電力会社に確認したところ「電話でアンケートを依頼することはない」とのことだった。



このように新たな制度が導入されると事業者を名乗る不審な勧誘電話や、執拗・強引な勧誘を受けた等の相談が、消費者センターに多く寄せられる傾向があります。

おかしいなと思ったら、すぐに消費者センターへご相談ください。

◆ガス小売全面自由化は2017年4月から始まります！

これまで地域で決められた都市ガス事業者としか契約できなかった家庭でも、自由にガス事業者を選択できるようになります。

ガス小売全面自由化後もガス管は今までと同じ都市ガス事業者のものを使用するので、基本的に工事費用や、ガス器具を交換する必要はありませんが、都市ガスをLPガスに変更したり、LPガスを都市ガスに変更する場合は、使用中のガス器具は使えませので、部品の交換(有料)などが必要になります。

くわしくは、経済産業省エネルギー庁「[エネルギーシステムの一体改革について](#)」をご覧ください。

なお、「[ガス事業に関する相談窓口](#)」については、ガス事業者の所在地に応じて、経済産業省及び経済産業局が相談を受け付けていますので、契約先の事業者を確認のうえ、ご相談ください。

◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）



消費生活相談

●消費生活相談専用電話：6614-0999

(大阪市内にお住まいの方に限ります。)

毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く)

メインキャラクター
エルちゃん

